

## <問題1>

AからCのうち、外国のメーカーに該非判定に必要な内容を確認する際、どの国際輸出管理レジームの英文を参考に確認をしたら良いか、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 本邦の貿易会社Xは、英國のメーカーYより、輸出令別表第1の1の項に関連する貨物を購入し、海外で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の1の項は、原子力供給国グループ（NSG）の規制なので、同サイトにある英文で事前にメーカーYにスペックを確認する。
- B 本邦の貿易会社Xは、英國のメーカーYより、輸出令別表第1の3の項に関連する貨物を購入し、海外で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の3の項は、オーストラリア・グループ（AG）の規制なので、同サイトにある英文で事前にメーカーYにスペックを確認する。
- C 本邦の貿易会社Xは、英國のメーカーYより、輸出令別表第1の14の項に関連する貨物を購入し、海外で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の14の項は、ワッセナー・アレンジメント（WA）の規制なので、同サイトにある英文で事前にメーカーYにスペックを確認する。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

## <問題2>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。なお、輸出令別表第1の7の項（1）は告示貨物ではない。

- A 本邦のメーカーXが、米国にあるメーカーYに輸出令別表第1の7の項（1）に該当する集積回路（総価額90万円）を輸出する予定である。用途が通常兵器の製造であっても、少額特例を適用することはできる。
- B 本邦のメーカーXが、中国にあるメーカーYに輸出令別表第1の7の項（1）に該当する集積回路（総価額90万円）を輸出する予定である。用途が重水の製造であっても、少額特例を適用することができます。
- C 本邦のメーカーXが、イラクにあるメーカーYに輸出令別表第1の7の項（1）に該当する集積回路（総価額90万円）を輸出する予定である。用途が家電製品の製造であれば、少額特例を適用することができます。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個

**<問題3>**

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 外為法第55条の10第1項の輸出者等遵守基準を定めるのは、輸出者である。
- B 外為法第55条の10第2項でいう「特定重要貨物等」とは、特定重要貨物等を定める省令で規定されている。
- C 外為法第55条の10第1項の輸出者等遵守基準は、輸出者等遵守基準を定める省令で規定されており、外為法等遵守事項と同一の内容である。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

#### <問題4>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

##### (参照条文)

##### 外為令別表の3の項

	技術
外為令別表 3の項	(1)輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物の設計、製造又は使用 に係る技術 (2)輸出令別表第1の3の項(2)又は(3)に掲げる貨物の設計、製造 又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの
貨物等省令 第15条の2	外為令別表の3の項(2)の経済産業省令で定める技術は、第2条第2 項又は第3項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のう ち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超える ために必要な技術とする。
(解釈) 使 用	外為令別表の3の項(1)における「使用」は、化学製剤及び化学物質 の化学兵器に係る取扱をいう。

- A 外為令別表の3の項（1）に該当する技術は、貨物等省令で規定されている。  
B 輸出令別表第1の3の項（1）に該当する貨物の保管方法について説明した取扱説明書は、外為令別表の3の項（1）に該当する。  
C 輸出令別表第1の3の項（2）に該当する貨物の設計図面であっても、当該貨物の機能に關係しない外観のデザインに関する図面は、外為令別表の3の項（2）に該当しない。

1. 0個
2. 1個
3. 2個

### <問題5>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 東京にあるメーカーXは、駐日フランス大使館より、外為令別表の9の項に該当するソフトウェア（1セット）の注文を受けた。メーカーXが、駐日フランス大使館に当該ソフトウェアを提供する場合、役務取引許可が必要である。
- B 東京にあるメーカーXは、横須賀にある在日米軍より、外為令別表の9の項に該当するソフトウェア（1セット）の注文を受けた。メーカーXが、在日米軍に当該ソフトウェアを提供する場合、役務取引許可が必要である。
- C 東京にある大学院Xは、来日から3ヶ月経過したインドネシア人留学生Yから、地震の研究で津波のシミュレーションをしたいので、大学院Xが所有しているスーパーコンピュータの使用説明書（外為令別表の8の項該当）を貸して欲しいといわれたので、貸与することにした。この場合、大学院Xは、役務取引許可は不要である。

- 1. 1 個
- 2. 2 個
- 3. 3 個

## <問題6>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

### (前提条件)

- ①本邦にあるメーカーXは、特別一般包括役務取引許可を取得している。
- ②アメリカ合衆国と英国は、「い地域①」である。中国とタイは、「と地域②」である。
- ③本邦にあるメーカーXが、外国に提供する技術は、「外為令別表の6の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第18条第1項第1号に該当する技術」で、以下「当該技術  $\alpha$ 」という。

### (参照条文・抜粋)包括許可取扱要領 別表B

#### [6の項]

提供地 外為令別表項番	い地域①	と地域②
外為令別表の6の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第18条第1項第1号又は第3号に該当するもの	特別一般 一 般	特 定

- A 本邦にあるメーカーXは、アメリカにあるメーカーYと当該技術  $\alpha$  を提供する契約を締結し、メーカーYのタイ工場に提供することになった。この場合、メーカーXは、取得している特別一般包括役務取引許可を適用して、メーカーYのタイ工場に提供することができる。
  - B 本邦にあるメーカーXは、アメリカにあるメーカーYと当該技術  $\alpha$  を提供する契約を締結し、メーカーYの英国工場に提供することになった。この場合、メーカーXは、取得している特別一般包括役務取引許可を適用して、メーカーYの英国工場に提供することができる。
  - C 本邦にあるメーカーXは、中国にあるメーカーYと当該技術  $\alpha$  を提供する契約を締結し、メーカーYの英國工場に提供することになった。この場合、メーカーXは、取得している特別一般包括役務取引許可を適用して、メーカーYの英國工場に提供することができる。
1. 1個  
2. 2個  
3. 3個

## <問題7>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

(参照条文・抜粋)

輸出令別表第1

貨物	
2の項	(15)ロボットであつて、次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの制御装置
6の項	次に掲げる貨物(2の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (7)ロボットであつて、次に掲げるもの又はその部分品若しくは制御装置 1 防爆構造のもの 2 放射線による影響を防止するように設計したもの 3 高い高度で使用することができるよう設計したもの
12の項	(5)水中用のロボット(2及び6の項の中欄に掲げるものを除く。)
14の項	(7)ロボット若しくはその制御装置又はこれらの部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの(2、6及び12の項の中欄に掲げるものを除く。)

- A 輸出令別表第1の14の項(7)に該当するロボットは、輸出令別表第1の6の項(7)にも該当する。
- B 輸出令別表第1の12の項(5)に該当する水中用ロボットの専用部分品は、輸出令別表第1の12の項(5)に該当しない。
- C 輸出令別表第1の12の項(5)に該当する水中用ロボットの専用の制御装置は、輸出令別表第1の12の項(5)に該当する。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

## <問題8>

韓国向け輸出に関する一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証について、AからCのうち、正しい説明はいくつあるか選びなさい。

- A 既に取得している一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証について、2019年8月28日以降、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を使用して輸出することはできない。
- B 既に取得している一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証について、2019年8月28日以降、当該許可証の有効期限内であれば、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を使用して輸出できる。
- C 既に取得している一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証について、2019年8月28日以降、当該許可証の有効期限内であれば、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を使用して輸出することはできるが、半導体関連で適用できない貨物が3品目ある。

1. 0個
2. 1個
3. 2個

### <問題9>

本邦にある貿易会社Xは、中国にあるメーカーYに輸出令別表第1の16の項に該当する製品 $\alpha$ を輸出する予定である。貿易会社Xの輸出許可の要否の判断に関するAからCまでの説明のうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 貿易会社Xの輸出管理課長は、製品 $\alpha$ の輸出前にテレビでメーカーYが核兵器開発に関与している旨の内容の番組を放送していたのを見た。この場合、メーカーYは、客観要件である需要者要件に該当するので、貿易会社Xは輸出許可申請が必要である。
- B 貿易会社Xの輸出管理課長は、メーカーYについて、輸出までに客観要件に該当する事実は一切確認できなかったので、輸出許可を取得せずに輸出した。しかし、輸出の1年後に国連等の調査で、10年以上前から核兵器開発に関与していたことが判明した。この場合、輸出時にメーカーYは客観要件に該当していたことになるので、許可を取得せずに輸出した貿易会社Xは無許可輸出になる。
- C 貿易会社Xの輸出管理課長は、製品 $\alpha$ の輸出前に、テレビでメーカーYの経営トップが過去に中国人民解放軍に勤務していた内容の番組を放送していたのを見た。この場合、メーカーYは、客観要件である需要者要件に該当するので、貿易会社Xは輸出許可申請が必要である。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個

## <問題10>

AからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、中国にある企業Yが提供しているストレージサービスを契約している。メーカーXは、自社で開発した製造技術 $\alpha$ （外為令別表の9の項に該当する技術）の文書ファイルを、企業Yが提供しているストレージサービスに保管する場合、メーカーXの本邦社員でなければアクセスできないとしても、メーカーXは、役務取引許可申請が必要である。
- B 本邦にあるメーカーXは、日本にある企業Yが提供しているストレージサービスを契約している。メーカーXは、自社で開発した製造技術 $\alpha$ （外為令別表の9の項に該当する技術）の文書ファイルを企業Yが提供しているストレージサービスに保管しているが、来月から、メーカーXの海外子会社へ出向中の日本人社員であれば、アクセスできるようにする予定である。この場合、メーカーXは、役務取引許可申請は不要である。
- C 本邦にあるメーカーXは、日本にある企業Yが提供しているストレージサービスを契約している。メーカーXは、自社で開発した製造技術 $\alpha$ （外為令別表の9の項に該当する技術）の文書ファイルを企業Yが提供しているストレージサービスに保管しているが、先月来日し、先週、メーカーXに入社した外国人社員甲にもアクセスできるようにする予定である。この場合、メーカーXは、役務取引許可申請は不要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

### <問題11>

AからCのうち、下線部分が正しい説明は、いくつあるか答えなさい。なお、輸出者は、本邦にあるメーカーで、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得している。

- A 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の6の項に該当する工作機械を、中国にあるメーカーに輸出し、通常兵器である戦車の製造に用いられる疑いがある場合は、経済産業大臣に届け出ることが必要である。
- B 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の6の項に該当する工作機械を、米国にあるメーカーに輸出し、通常兵器である戦車の製造に用いられる場合は、経済産業大臣に届け出ることが必要である。
- C 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の6の項に該当する工作機械を、韓国にあるメーカーに輸出し、通常兵器である戦車の製造に用いられる場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、失効する。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

## <問題12>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 東京にあるメーカーXは、韓国のメーカーYから輸出令別表第1の16の項に該当する合金 $\alpha$ の注文を受けた。メーカーYは、航続距離が300キロメートル以上のロケットの製造を行っている。この場合、メーカーXは、メーカーYについて、「明らかガイドライン」のチェックは不要であり、用途は確認できなくても輸出許可なく輸出できる。
- B 東京にあるメーカーXは、台湾のメーカーYから輸出令別表第1の16の項に該当する合金 $\alpha$ の注文を受けた。メーカーYは、過去に航続距離が300キロメートル以上のロケットの製造を行っていたが、現在は製造していない。この場合、メーカーXは、メーカーYについて、「明らかガイドライン」のチェックを行い、用途は確認できなくとも輸出許可なく輸出できる。
- C 東京にあるメーカーXは、ポーランドのメーカーYから輸出令別表第1の16の項に該当する合金 $\alpha$ の注文を受けた。メーカーYは、航続距離が300キロメートル以上の無人航空機の製造を行っている。この場合、メーカーXは、メーカーYについて、「明らかガイドライン」のチェックは不要で、用途は確認できなくても輸出許可なく輸出できる。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

### <問題13>

東京にあるメーカーXは、来月、家電製造用に装置 $\alpha$ をタイにある子会社Yに輸出する予定である。装置 $\alpha$ は、輸出令別表第1の16の項に該当するが、装置 $\alpha$ の内部には、輸出令別表第1の9の項(1)に該当する通信装置 $\beta$ と輸出令別表第1の3の項(2)に該当するポンプ $\theta$ が、それぞれ1セット正当に組み込まれている。この場合、メーカーXは、どのような対応をしたらよいか正しいものを1つ選びなさい。

(条件)

- ①装置 $\alpha$ は、輸出令別表第1の16の項に該当する。装置 $\alpha$ の初期製造時の市場価格は、300万円である。
- ②通信装置 $\beta$ は、装置 $\alpha$ の初期製造時に、1セット20万円で専門メーカーより購入した。
- ③ポンプ $\theta$ は、装置 $\alpha$ の初期製造時に、1セット40万円で専門メーカーより購入した。

1. 装置 $\alpha$ の内部にある通信装置 $\beta$ とポンプ $\theta$ について、いずれも運用通達の10%ルールが適用できるので、輸出許可は不要である。
2. 装置 $\alpha$ の内部にある通信装置 $\beta$ とポンプ $\theta$ について、通信装置 $\beta$ は、運用通達の10%ルールは適用できる。ポンプ $\theta$ は、運用通達の10%ルールが適用できないが、少額特例が適用できるので輸出許可は不要である。
3. 装置 $\alpha$ の内部にある通信装置 $\beta$ とポンプ $\theta$ について、通信装置 $\beta$ は、運用通達の10%ルールは適用できる。ポンプ $\theta$ は、運用通達の10%ルール及び少額特例の適用はできないためポンプ $\theta$ の輸出許可が必要である。

#### <問題14>

AからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 本邦にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号通信装置をネパールの警察に輸出し、山岳遭難者の救助に使用すると連絡を受けている場合、事前の「届出」は不要である。
- B 本邦にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号通信装置を香港の警察に輸出し、学生デモ隊の鎮圧に使用すると連絡を受けている場合、事前の「届出」は必要である。
- C 本邦にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号通信装置を韓国の警察に輸出し、デモ隊の鎮圧に使用すると連絡を受けている場合、事前の「届出」は不要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

### <問題15>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xのシンガポール支店は、輸出令別表第1の16の項に該当する炭素繊維を韓国にあるメーカーYより購入し、パキスタンにあるメーカーZに売却する予定である。当該炭素繊維は、メーカーYより、メーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、航続距離が300キロメートル以上の無人航空機の製造である。この場合、貿易会社Xは仲介貿易取引許可申請が必要である。
- B 本邦にある貿易会社Xのシンガポール現地法人は、輸出令別表第1の16の項に該当する炭素繊維を韓国にあるメーカーYより購入し、パキスタンにあるメーカーZに売却する予定である。当該炭素繊維は、メーカーYより、メーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、航続距離が300キロメートル以上の無人航空機の製造である。この場合、貿易会社Xは仲介貿易取引許可申請が必要である。
- C 本邦にある貿易会社Xのシンガポール支店は、輸出令別表第1の16の項に該当する炭素繊維を韓国にあるメーカーYより購入し、パキスタンにあるメーカーZに売却する予定である。当該炭素繊維は、メーカーYの英国工場より、メーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、航続距離が300キロメートル以上の無人航空機の製造である。この場合、貿易会社Xは仲介貿易取引許可申請が必要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

## <問題16>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

### (参照条文・抜粋)

輸出令別表第1の8の項		貨物等省令第7条		解釈	
項目番号	項目	項目番号	項目	用語	用語の意味
8の項	電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品(4の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	貨物等省令 第7条	輸出令別表第1の8の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。		
		貨物等省令 第7条 第一号	電子計算機若しくはその附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品		
			イ 85度を超える温度又は零下45度より低い温度で使用することができるよう設計したもの	85度を超える温度又は零下45度より低い温度で使用することができるよう設計したもの	電子計算機であつて、民生用の自動車、鉄道用の車両又は民間航空機のために設計したものを除く。
			ロ 放射線による影響を防止するよう設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの	貨物等省令第7条 第一号ロ中の放射線による影響を防止するよう設計したもの	電子計算機であつて、民間航空機のために設計したもの
			(一) 全吸収線量がシリコン換算で5,000グレイを超える放射線照射に耐えられるよう設計したもの		
			(二) 吸收線量がシリコン換算で1秒間に5,000,000グレイを超える放射線照射により障害を発生しないように設計したもの		
			(三) 単事象障害によるエラー率が1日当たり1億分の1毎ビット未満となるよう設計したもの		
				部分品	他の用途に用いることができるものを除く。
				貨物等省令第7条 に掲げる貨物	次のいずれかに該当するものを除く。 イ 医療用に設計された装置 ロ 医療用に設計された装置に組み込まれたもの

- A 貨物等省令第7条に該当する電子計算機に使用される汎用のネジやナットは、貨物等省令第7条に該当する。
- B 貨物等省令第7条に該当する電子計算機が、医療用に設計された装置に組み込まれても、貨物等省令第7条に該当する。
- C 自作したパソコンで処理速度が遅くても、85度を超える温度で使用できるよう設計したパソコンは、貨物等省令第7条第一号に該当する。

1. 0個
2. 1個
3. 2個

## <問題17>

以下は、輸出者等遵守基準に関する経済産業大臣の国会での答弁の一部です。(A) と(B) に入る正しい組み合わせを1つ選びなさい。

「(A) では、輸出等を行う者は輸出者等遵守基準を遵守することを義務付けております。遵守しない者に対しては経産相は指導、助言の上で勧告、命令を行うことができ、そして命令に違反した場合にはさらに罰則によって強制力を確保しているところであります。この輸出者等遵守基準はこのように強制力を伴う強い規制となっているわけですから、当該基準の内容は規制しなければならない事項に限定すべきだというふうに考えております。委員が今御指摘になった書類の保存については、当該基準の中でも遵守すべきものとしては定められているわけですが、リスト規制品に該当するかどうかを判断する手続を定めることなどに比べると、輸出管理を行う上で罰則で担保しなければならないものとまでは言い難いということで、また書類保存ということになりますと中小企業等への配慮も必要であることから、(B) とすることで規制の適正化を図っているところでございます。」

(参議院会議録情報 第193回国会 経済産業委員会 第11号より)

1. (A) 外為法第55条の10 (B) 法的義務規定
2. (A) 外為法第72条 (B) 努力規定
3. (A) 外為法第55条の10 (B) 努力規定

### <問題18>

AからCのうち、正しい説明は、いくつあるか答えなさい。なお、AからCまでの技術は、全て外国間で提供されるものとする。

- A 東京にある貿易会社Xは、米国のメーカーYから、外為令別表の1の項に該当する製造技術 $\alpha$ を購入し、フランスにあるメーカーZに売却する予定である。この場合、貿易会社Xは、外国間等技術取引について外為法第25条第1項に基づく許可は不要である。
- B 東京にある貿易会社Xは、米国にあるメーカーYから、外為令別表の9の項に該当するソフトウェア $\alpha$ を購入し、パキスタンのメーカーZに売却する予定である。貿易会社Xが、メーカーZに用途を確認したところ、通常兵器である戦車の製造に使用すると連絡があった。この場合、貿易会社Xは、外国間等技術取引について外為法第25条第1項に基づく許可は不要である。
- C 東京にある貿易会社Xは、英国にあるメーカーYから外為令別表の16の項に該当するソフトウェア $\alpha$ を購入し、インドのメーカーZに売却する予定である。貿易会社Xが、メーカーZに用途を確認したところ、航続距離が300キロメートル以上のロケットの製造に使用すると連絡を受けた。この場合、貿易会社Xは、外国間等技術取引について外為法第25条第1項に基づく許可は必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

**<問題19>**

AからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 東京にあるメーカーXは、中国にあるメーカーYより、輸出令別表第1の16の項に該当する液体 $\alpha$ の注文を受けた。メーカーXは、輸出令別表第1の3の項(2)に該当する貯蔵容器(通い容器)に液体 $\alpha$ を入れて、中国に輸出する予定である。この貯蔵容器(通い容器)は、中国に輸出後、日本に戻すのであれば、輸出許可は不要である。
- B 東京の大学院生の甲は、年末年始の休暇中にハワイに行ってダイビングをする予定である。その際、自給式潜水用具 $\alpha$ (輸出令別表第1の12の項(9)に該当)を本人が使用する目的でハワイに持ち出す予定であるが、日本に持ち帰るものであれば、輸出許可は不要である。
- C 東京にある貿易会社Xの甲部長は、輸出令別表第1の3の項(2)に該当するバルブ $\alpha$ を、サンプルとしてハンドキャリーで、米国にあるメーカーYに持ち出す予定である。バルブ $\alpha$ を輸出後、日本に戻すのであれば、輸出許可は不要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

## <問題20>

以下の問題文を読んで、(A) にあてはまる正しい番号を1つ選びなさい。

本邦にあるメーカーXの営業部長は、会社の上層部からノルマの達成を厳命されたので、やむなく輸出令別表第1の6の項に該当する測定装置（価格200万円）を非該当と偽って、無許可で中国のメーカーYに輸出した。この場合、メーカーXは、外為法第72条第1項により、罰金は、(A) 以下である。

1. 1, 000万円
2. 7億円
3. 10億円

## <問題21>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

東京にあるメーカーXは、毎月、工場周辺の一般市民や不特定多数の者を対象に工場見学を実施している。見学コースには、外為令別表の5の項に該当する技術がいくつかあるが、来週行う見学者の中にイラン国籍の非居住者がいたとしても、役務取引許可は不要である。

**<問題22>**

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

東京にあるメーカーXが、米国製の表計算ソフトを日本国内でイラン国籍の者に使用させることは、EAR という「見なし再輸出」にあたる。

### <問題2 3>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

東京にある貿易会社Xは、5年前に米国から輸入した EAR99 の米国原産品目  $\alpha$  を在庫販売していたところ、昨日、イランにある家具メーカーからインターネットで注文を受けた。米国原産品目  $\alpha$  をイランの家具メーカーに再輸出する場合、米国政府の許可は不要である。

**<問題24>**

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

東京にある貿易会社Xは、100%カナダ原産品目を米国経由で輸入し、日本から中国のメーカーに輸出する場合、EARの再輸出規制の対象となる。

**<問題25>**

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしてください。

輸出令別表第1の1の項は、輸出令別表第1の規定のみで、対応する貨物等省令はない。

**2019年度**

**安全保障輸出管理実務能力認定試験(第11回)**

**(STC Advanced)試験問題**

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規定の届出等について」の（別紙1）に記載されている。
運用通達の10%ルール	「輸出貿易管理令の運用について」1-1(7)(イ)
輸出令別表第3 (グループA)	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン